

令和7年10月31日

修正対象物品の令和7年度における輸入数量

関税暫定措置法(昭和35年法律第36号)第7条の8第4項の規定に基づき、令和7年度の初日から令和7年9月30日までの修正対象物品の各輸入数量を下記のとおり公表する。

記

1. 経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定(日豪EPA)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
1	生鮮等牛肉	オーストラリア	145,000 トン	48,206 トン	96,794 トン
2	冷凍牛肉	オーストラリア	210,000 トン	83,475 トン	126,525 トン

2. 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(CPTPP)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
4	豚肉(基準価格以上)	オーストラリア	380 トン	64 トン	316 トン
5	豚肉(基準価格以上)	カナダ	288,727 トン	137,780 トン	150,947 トン
6	豚肉(基準価格以上)	シンガポール	0 トン	0 トン	0 トン
7	豚肉(基準価格以上)	チリ	48,708 トン	17,481 トン	31,227 トン
8	豚肉(基準価格以上)	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
9	豚肉(基準価格以上)	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
10	豚肉(基準価格以上)	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
11	豚肉(基準価格以上)	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
12	豚肉(基準価格以上)	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
13	豚肉(基準価格以上)	メキシコ	148,550 トン	48,216 トン	100,334 トン
14	豚肉(基準価格以上)	英国	1,838 トン	1,105 トン	733 トン
15	豚肉調製品	オーストラリア	17 トン	3 トン	14 トン
16	豚肉調製品	カナダ	76 トン	39 トン	37 トン
17	豚肉調製品	シンガポール	1 トン	0 トン	1 トン
18	豚肉調製品	チリ	0 トン	0 トン	0 トン
19	豚肉調製品	ニュージーランド	0 トン	0 トン	0 トン
20	豚肉調製品	ブルネイ	0 トン	0 トン	0 トン
21	豚肉調製品	ベトナム	0 トン	0 トン	0 トン
22	豚肉調製品	ペルー	0 トン	0 トン	0 トン
23	豚肉調製品	マレーシア	0 トン	0 トン	0 トン
24	豚肉調製品	メキシコ	0 トン	0 トン	0 トン
25	豚肉調製品	英国	0 トン	1 トン	超過済

26	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	発効国全体	7,333 トン	29 トン	7,304 トン
26の2	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	7,333 トン	29 トン	7,304 トン
27	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	発効国全体	6,444 トン	35 トン	6,409 トン
27の2	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	6,444 トン	35 トン	6,409 トン
29	SPF製材	カナダ	1,793,500 m ³	286,308 m ³	1,507,192 m ³
30	パーティクルボード	ニュージーランド	72,700 m ³	12,473 m ³	60,227 m ³
31	OSB等	カナダ	255,500 m ³	42,044 m ³	213,456 m ³
32	熱帯産木材合板	マレーシア	1,190,300 m ³	227,982 m ³	962,318 m ³
33	合板	ベトナム	271,000 m ³	74,720 m ³	196,280 m ³
34	広葉樹合板	マレーシア	702,100 m ³	86,337 m ³	615,763 m ³
35	針葉樹合板	カナダ	7,700 m ³	0 m ³	7,700 m ³
36	針葉樹合板	チリ	20,000 m ³	542 m ³	19,458 m ³
37	針葉樹合板	ニュージーランド	68,400 m ³	0 m ³	68,400 m ³
38	豚肉(基準価格未満)	発効国全体	126,000 トン	1,159 トン	124,841 トン
38の2	豚肉(基準価格未満)	英国	126,000 トン	1,159 トン	124,841 トン

3. 経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定(日欧EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
40	豚肉(基準価格以上)	欧州連合	400,888 トン	134,557 トン	266,331 トン
41	豚肉調製品	欧州連合	3,995 トン	1,508 トン	2,487 トン
42	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	欧州連合	3,389 トン	4,792 トン	超過済
43	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	欧州連合	2,933 トン	29 トン	2,904 トン
45	豚肉(基準価格未満)	欧州連合	88,200 トン	132 トン	88,068 トン

4. 日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定(日米貿易協定)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
47	豚肉(基準価格以上)	アメリカ合衆国	265,170 トン	106,346 トン	158,824 トン
48	豚肉調製品	アメリカ合衆国	1,044 トン	399 トン	645 トン
49	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	アメリカ合衆国	7,333 トン	449 トン	6,884 トン
50	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	アメリカ合衆国	6,444 トン	36 トン	6,408 トン
52	豚肉(基準価格未満)	アメリカ合衆国	126,000 トン	1,159 トン	124,841 トン

5. 包括的な経済上の連携に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
(日英EPA)(牛肉以外)

項	概要	国・地域	輸入基準数量	輸入数量	差分
54	豚肉(基準価格以上)	英国	401,943 トン	135,662 トン	266,281 トン
55	豚肉調製品	英国	3,995 トン	1,509 トン	2,486 トン
56	ホエイ(乳たんぱく質25%未満)	英国	3,389 トン	4,792 トン	超過済
57	ホエイ(乳たんぱく質25%以上45%未満)	英国	2,933 トン	29 トン	2,904 トン
58	豚肉(基準価格未満)	英国	88,200 トン	132 トン	88,068 トン

【備考】

- ・項番号は、関税暫定措置法施行令(昭和35年政令第69号)別表第1の項番号。
- ・3の項、3の2の項、39の項、46の項及び53の項(牛肉)は、別途公表。

＜関税暫定措置法施行令第19条の3に基づく各輸入数量＞

- ・1の項及び2の項の各輸入数量には、オーストラリアを原産地とするCPTPP適用牛肉の各輸入数量を含む。
- ・14の項の輸入数量には54の項の輸入数量を含む。
- ・25の項の輸入数量には55の項の輸入数量を含む。
- ・26の2の項の輸入数量は、26の項の輸入数量と56の項の輸入数量の合計数量。
- ・27の2の項の輸入数量は、27の項の輸入数量と57の項の輸入数量の合計数量。
- ・38の2の項の輸入数量は、38の項の輸入数量と58の項の輸入数量の合計数量。
- ・49の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・50の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・52の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものを除く。)を含む。
- ・54の項の輸入数量には14の項の輸入数量及び40の項の輸入数量を含む。
- ・55の項の輸入数量には25の項の輸入数量及び41の項の輸入数量を含む。
- ・56の項の輸入数量には26の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び42の項の輸入数量を含む。
- ・57の項の輸入数量には27の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び43の項の輸入数量を含む。
- ・58の項の輸入数量には38の項の輸入数量(英国を原産地とするものに限る。)及び45の項の輸入数量を含む。